

U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業 FAQ

【I 補助対象者】

Q1：住所地に住民票を移していないのですが、対象になりますか。

A1：現在、県外大学等に通学するために生活の本拠を県外に置いているのであれば、住民票が県内にある場合も対象になります。

Q2：本社が県外にある企業の採用面接を、県内にある支店で受けた場合、対象になりますか。

A2：県内に支店又は事業所があり、そこで適性試験、筆記試験、面接等を受けた場合は、本社が県外に所在する場合も補助対象となります。

Q3：行政機関が実施するインターンシップに参加するため、説明会に参加した場合は対象になりますか。

A3：対象になりません。

Q4：私立学校での教育実習は対象になりますか。また、私立学校の採用試験を受ける場合は対象になりますか。

A4：教育実習は、教育職員免許状の授与を受けるために修得が必要な科目であり、通常のインターンシップ（就業体験）とは異なることから、対象になりません。私立学校の採用試験を受ける場合は、対象となります。

Q5：採用面接を受けた結果、不採用になった場合も対象になりますか。

A5：対象になります。

Q6：新潟県外の職業能力開発校（高等技術専門校、テクノスクール等）に在学していますが、対象になりますか。

A6：この事業の対象となる「大学生等」には、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、職業能力開発校に在学している学生を含みます。

【Ⅱ 補助対象経費】

Q1：補助対象経費となるものを具体的に教えて下さい。

A1：鉄道、航空機、船舶、バスの料金、及び宿泊施設に宿泊した場合の料金が対象となります。なお、宿泊施設での食事料金は対象外ですが、宿泊料金とセットになっている場合は対象となります。

Q2：採用面接を受けた企業から、交通費や宿泊費の一部支給を受けましたが、自己負担をした分については対象になりますか。

A2：自己負担分は対象となります。なお、全額が企業から支給された場合は対象になりません。

Q3：面接先企業の住所との往復の経路はどのような経路でもよいのですか。

A3：現在お住まいの住所から、県内企業までの往復に要した経費が対象となりますので、最短経路など特定の経路には限定しませんが、当該目的に沿った適切な経路を選択して下さい。

Q4：住所地から新潟県内にある実家に一旦移動し、そこから企業の面接等に参加した場合の交通費は対象になりますか。

A4：対象になります。ただし、実家への移動が面接等を目的としたものである必要がありますので、移動日と面接等の日付が極端に離れている場合は対象外とさせていただきます。

Q5：タクシーの利用は補助対象として認められますか。

A5：原則として補助対象外となりますが、ケガや障害等で歩行が困難であるなど、真にやむを得ない事情がある場合については、その状況を確認の上、補助対象と認める場合がありますので、あらかじめご相談ください。

Q6：住所地から新潟県内にある実家に一旦移動し、複数日にわたり、実家を拠点として移動し、複数の企業の面接等に参加しました。実家とそれぞれの企業を往復した際の交通費は対象になりますか。

A6：実家を拠点として就職活動を行った場合、実家を経由して最初に訪問する企業までの交通費は対象となりますが、その後に実家に戻り、さらに別の日に企業を訪問するため、実家と企業を往復する交通費は対象外となります。

Q7：平成29年3月31日に県外の住所地から県内の実家へ移動し、4月1日に合同企業説明会に参加した後、4月2日に県外の住所地へ戻りました。その場合、交通費は補助対象となりますか。

A7：平成29年度の補助事業において対象となるのは、4月1日以降の移動や宿泊により発生した交通費・宿泊費です。そのため、上記の場合は、4月2日の県内から県外への移動にかかった交通費のみ対象となります。

Q8：県外の住所地と県内企業を往復した交通費が補助対象になるとのことですが、往路のみ、または復路のみでも申請はできますか。

A8：往路のみ、または復路のみでも申請は可能です。その場合は、片道分にかかった交通費の1/2に相当する金額の補助となります。なお、往復分の交通費について申請する場合は、必ず往復した分の切符や領収書等を添付してください。

【Ⅲ 提出書類について】

Q1：経費（交通費・宿泊費）の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。

A1：支出した金額を証明できない場合は、申請を受け付けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管して下さい。なお、申請の際には、支出した経費に係る領収書（原本）や切符等の写しなど支払いを証明できるものを添付していただく必要があります（申請に係る書類は申請者に返却しません）。

Q2：交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類とは、どんな書類が認められますか。

- A2：以下の書類は、証明書類となります。
- ・切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細
 - ・宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細
 - ・乗車前の切符の写し
 - ・降車時に駅で無効印を押した切符
 - ・ICカード（Suica、Pasmo など）の利用履歴を印刷したもの
 - ・その他、移動に要した費用及び移動経路が分かるもの

Q3：申請書の移動経路記載部分について、記載の代わりに経路検索サイトを印刷したものを添付して提出してもよいですか。

A3：移動経路が確認でき、証明書類（領収書（原本）や切符の写し等）の内容と齟齬がないのであれば、経路検索サイトを印刷したものを添付していただいても構いません。

Q4：企業の所在地とは別の場所の会場で行われた説明会に参加した場合、申請書の「7 訪問先企業 証明欄」の訪問先所在地は、企業の所在地と会場の住所のどちらを書けばよいでしょうか。

A4：企業の所在地と会場の住所を両方明記して下さい。

Q5：合同企業説明会に参加した場合、訪問先企業の証明欄は合同企業説明会を主催している企業や行政機関の担当者に記載してもらってもよいですか。

A5：合同企業説明会の主催企業及び行政機関の担当者に記載してもらっても構いません。その場合は、訪問先の欄に参加した合同企業説明会の名称を正確に明記して下さい。

Q6：民間企業と市町村の採用試験を両方受けるつもりです。合同企業説明会に参加した際に、市町村の採用説明ブースで「7 訪問先企業 証明欄」を書いてもらってもいいですか。

A6：この補助金は公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合、その説明会への参加を含めて、対象外となります。そのため、証明欄は企業の採用説明ブース、もしくは合同企業説明会を主催している企業・行政機関の担当者に記入してもらってください。

【IV 申請方法について】

Q1：協定大学に在学していますが、大学のキャリアセンターで書類の確認を受けるのではなく、ホームページから利用登録をする方式で申請をしたいのですが、可能でしょうか。

A1：申請は可能です。登録は、にいがたUターン情報センターホームページに設置してあるフォームから行うことができます。一度フォームから登録したら年度が変わっても登録をしない必要はありません。

Q2：にいがたUターン情報センターの職員と相談する際に登録用紙を記入したのですが、補助金の申請にあたって、改めてUターン情報センターのホームページから登録する必要がありますか。

A2：にいがたUターン情報センターで相談する際の登録用紙は、U・Iターン就職に関連した情報を提供するため、学生の皆様に記載頂いているもので、補助金の申請とは別の登録になります。補助金の申請にあたっては、お手数ですが改めてUターン情報センターのホームページからの登録をお願いします。

Q3：以前に、にいがたUターン情報センターの登録用紙を記入して、登録番号をもらいました。この登録番号では補助金の申請はできないのでしょうか。やはりホームページからの利用登録が必要ですか。

A3：平成29年度から、補助金の利用登録はホームページから行う方式に統一したため、お手数ですが改めてUターン情報センターのホームページからの登録をお願いします。

Q4：ホームページから利用登録した際の受付番号を忘れてしまいました。どうすればよいでしょう。

A4：新潟県産業労働観光部労政雇用課（025-280-5259）にお問い合わせいただければ、受付番号をお知らせします。

【V 申請の時期・回数について】

Q1：申請はいつまでに行う必要がありますか。

A1：平成29年度の補助金の申請締切は、平成30年3月30日（金）（必着）とさせていただきます。

なお、予算額に達した場合は、上記より前に受付終了となりますので、お早めの申請をお願いします。

また、申請者の送付した書類が何らかの事情により県の申請窓口が届いていない場合の責任は負えません。申請時期終了間近の申請などで書類の到着に不安がある場合は、申請者の判断により、郵送物の配達状況を確認できるサービス等をご利用ください。

Q2：平成29年3月（平成28年度）に合同企業説明会に参加して、この補助金を利用しました。平成29年4月以降も就職活動で県外の住所地と県内を往復する予定ですが、何回申請できますか。

A2：補助金の利用回数は年度ごとでカウントします。そのため、平成28年3月以前にこの補助金を利用した方も、平成29年度は3回まで申請できます。